

一者の自由と人間の自由

——プロチノス・エンネアデス、第六卷、第八篇、第一章——第六章——

(訳と要旨) 野村秀世

(校閲と註) 真方敬道

—

神々のばあいにもまた「人間のばあいと同様に」「何かかれらの自由になることがある」(in esin ep' autois)かどうかと問うてもよいものであろうか。それともそのような問いは人間共のためらいがちな無にもひとしい力にたいしてふさわしいので、神々には一切が可能であり、かれらには「何か」どころか「一切が自由になる」と認めるべきであらうか。それともまた、全能と「一切が自由になる」こととは一者にのみ認められるべきもので、他の神々については場合々々で全能か自由を、またある神々にたいしては「いつでも」そのどちらでも一つを認めるべきなのであるうか。それとも、——いや確かに以上の問題もさることながら、私共は「第一なる者共」(to prota)や一切を超えて「上なる者」(to ano hyper panta)についてもまた憚らずに次のように、すなわちかれらには一切が可能であることを認めた上で、「自由」(to ep' autoi)がそこで何を意味しているかを問わなければならぬであらう。——もともとこの「可能」(to dynasthai)というこの意味も吟味されなければならぬ。そうでないと、通例のごとくそれは現

勢と區別された齎勢を意味したり、将来的活動を意味したりすることになる。

しかしそれらの問題はしばらく措こう。今はまず、人間の場合を重視する習いにしたがって、私共自身のばあい何か「私共の自由になる」(ti eph' hamin ein) ことが事実あるかどうかをたずねよう。そこでまず問題になるのは、何が「私共の自由になる」とは本来何を意味するかということ、つまりその概念は何かということであろう。それが判れば「自由」は神々にも、それどころか「神」にこそ転用されてよいのではないか、それとも転用してはならないかがいくらか判然とするであろう。転用可能と判ったばあい、さらに「第一の者共」にも他のものにも通じる「これらの自由になる」ことの意味が問題になることであろう。

そこで、私共は「自由」を語るときそれをどう理解しているか、なぜそれが問題になるのか。私の考えはこうである。——私共は不運や強制や魂 (psyche) をとりこにするパトス (pathos) 的な強い衝力などによって動かされているので、それらをいずれも自分達の主人と思ひこんでその導くままに連れまわされている。その結果 私共は無きものではないか、「私共の自由になる」ものなどは何もないのではないかと疑うにいたった。不運にも強制にも強いパトスにも隷従しないで私共の意志したことが、何の妨げも受けずに意志通り実践されるなら、それがまさに「私共の自由になる」ものなのであらうというわけである。そこで私の考える通りだとすると、「私共の自由」「私共の自由」という概念は、私共の意志に隷従するもの、私共の意志次第で「そうになったりならなかつたりする」ものを意味することになる。「それは本意 (hekuston) とはやや異なるので」およそ知りつつ強制されずに行われることは「本意」によるものであり、そのさい私共が実践の主人 (kyrios) でもあるならそれは「私共の自由」になることである。

「自由」と「本意」はそのように概念的に異なりながら合致するばあいが多くけれども、時には馳背することもあ

る。例えば、ある人が人殺しの主人公であるとして殺された相手を父親と知らなかったら、殺した本人にとってその行為は本意によつたものではないであろう。——なお次の点でもそれは自由の所有者とは合致しないかもしれない。すなわちもう少し突っこんでみるなら、「本意による」ばあいの知は個々物にかかわるばかりでなく、普遍的でもなくてはなるまい。実さい、知らないで殺すのは不本意で、「殺すべからず」と知らないばあいは不本意でない、というような法があるうか。そんな事は心得ているはずだから「本意によつた」「ことになる」のであれば、「心得ているはずだ」と知らぬこと、あるいは心得られないように導かれることはやはり本意によつたわけではないであろう。

二

それはそれとして、次のことも問題にならう。——現に「私共の自由になる」こととして私共に帰せられるものを、私共は自分のどこに対応させたらよいのであろうか。まず、それは傾向 (*horne*) ないし何らかの欲求 (*orexis*) に対応するものであろうか。例えば怒りまたは欲望からなされること、あるいは欲求ともなる利害の思量 (*logismos*) からなされまたはなされないことなどはどうか。しかし、怒りや欲望に対してそれを認めると、子供やけものにも「何かが自由になる」ことを認め、ひいては狂気せるものや忘我の境にあるものや麻薬患者や群がる妄想に克てないでいるもの達にまでそれを許すことにならう。次に、欲求ともなる思量に自由があるなら、では思量が誤つたがいにもそれは認められるのであろうか。それとも、——いや確かに、自由は正しき思量と正しき欲求 (*ho orthos logismos kai he orthē orexis*) にあるとすべきであらう。

ただしその場合でも、思量が欲求を動かしたのか、それともその逆かが問題になるであらう。というのも、欲求は

本性的なものだとして、それが動物つまり「身体と魂の」結合物の欲求であつたら魂は本性の必然性に従つたわけであらうし、また純粹に魂だけの欲求であつたら今「私共の自由になる」といわれているものがしばしば「私共の自由」の外で行われることになる。なお、思量が時に「身体その他からの」影響を免かれて (*his logismos pilos ton pathmaton*) 先行するばあいにも、「思量に必要な」表象 (*phantasia*) は強制をともない欲求が目的に曳きずつてゆくのだとすると、そのような条件下で私共ははたして「行為の」主人にしてもらえるであらうか。総じて、私共は導かれていながら主人でありうるであらうか。何かを欠くものはかならずその充足を求めて進み、自分が最後まで導かれてゆくべきの目的を左右できる主人ではない。総じて、他によって立ち他なる原理を源とし、そこから発して今あるがままのものになっているものは、自分自身によって立つ何者かでありうるはずはない。それはもともと他によって「形成され」たものとして他によって生きているのである。そうではなくて、とにかくそこでもひとは行為の主大でありうるとすると、無生物もまた何か「かれらの自由になる」ものを生得していると認められることになる。事実、火もまた「火となった」ままに働くのである。

では、動物や魂は自分のしていることを知っているから自由なのだとして、まず、その知が感覚によるとしたら、それで「何かが」「かれらの自由になる」ために新しく何かを付加したことになるであらうか。感覚は見たにすぎず、ひとを仕事の主人にしてはくれなかつた。つぎに、その知が「感覚とは」別の知り方によるものだとして、まず、それがなされる行為そのものの知であるなら、この場合もそれは知っているばかりで、実践まで導くものは別にあることになる。つぎに、理性 (*logos*) または対象の知が「時には」欲求にさからつてまで行為を起こしかつ支配するのであれば、その「行為の」源をどこまでさかのぼらせるべきか、総じてどこでそれが起こるのかが問題とならう。も

し理性が別の欲求を作りだすのなら、その作りだし方が理解されなければならぬ。またもしも仮りに、理性が「あらゆる」欲求を止めてひとりで立ち、そこに私共の自由があるのなら、自由は実践にはなく、どこまでもヌース内のこととなろう。けだし、『およそ実践にかかわることは、理性がそれを主宰するばあいでも混合物であつて、純粹に「私共の自由」になりうるものではないのである。

三

そのようなわけで私共は以上の問題についてさらに吟味を進めなければならない。進めてゆくうちにほほ神々について語りうる所に到達しているであろう。

さて、私共はさかのぼっていつ「私共の自由」を意志に歸し、それから意志を理性に置き、それからこの「理性」を「正しい理性」(orthos logos)と規定した。——(もつともこの「正しい」「理性・根拠」には「認識の」(tes epistemes)なる限定をつけ加えるべきかもしれない。実さいひとが仮りに正しい意見をもつて (edoxasen orthos) 実践したとしても、その正しい理由を知つてではなく、僥倖かたまたま浮んだ表象によつて行くべき所へ導かれたのなら、おそろくそのひとの自主性 (to autexousion) にはためらいが残つてゐるであろう。確かに、表象もまた「私共の自由」にならないものを教えている以上表象にしたがつて仕事をする人達を私共は自主的なものの仲間に入れるわけにはゆかない。ただし、私共のこの表象というものは、本来の意味の表象といつてもよく、身体の状態 (pathemata) によつて目覚まされる「想像」(phantasia) のことである。——知られる通り、空腹は食物や飲物の表象をいわば実物化するし、他方満腹や精液のたまつた人はそれとは別の表象を作り出すし、また体液の性質ごとに生じる表象も異

なっている。——そのような表象にしたがって活動する人達を私共は自主的な原理をもつものの中に入れるつもりはない。そのようなわけで、下司な者達がそうした表象にしたがっていくら仕事をしようとも私共はかれらに「自由」も「本意」も認めるわけにはゆかない。私共はヌースの活動によって身体のあらゆる状態から自立した (eutheros) ひとにこそ自主性を認めたい⁽²⁾。

——「それから最後に」「私共の自由」を最も高貴な原理にまで、ヌースの現勢活動にまでさかのぼらせた。そのとき私共はヌースの活動にもとづく要請はすべて真に自由なものと認め、ヌースの働きによって目覚まされる欲求も不本意なものとは限らぬとみるにいたる。神々もまた同様な生き方で、つまりヌースとヌースにそった欲求とにしたがって生きるものとして、すべて自由をもつといわれうることになる。

四

もつともひとは問うかもしれない。——いったい欲求は外へつれだし不満をかかえているのに、その欲求にしたがってなされたことがどうして自主的なのであるか。欲求者は、よし善へ導かれているとしても導かれているにはちがいない。

それにヌースそのものについても難問がある。まず、本性上するはずのことを本性のままにしていればそれでヌースは自立しており、「働かない自由」をもっていないのに自由であるといわれるであろうか。つきに、総じて実践というのではない者共について本来の意味で自由が語られるであろうか。——しかしかれらにも「ある意味で」実践があるとする、実践は無目的ではありえないから、かれらも外からの強制を受けることになる。——とにかく、

「外にたいしてではないにしても」自分達の本性の奴隷になっているのだから、かれらもまた自立者ではありえないであろう。

それとも「どう答えるべきか」——強いられた状態で他者に従うのでなかったら奴隷になっているとはいえないのではないか。そして善に向って動かされているものが善だと知り善だけを目ざして進むなら、本意によって努力しているわけで、強制されてはいないのではないか。いったい「不本意」とは善を去って強制されたものへ連れ込まれるばあいにいわれることである、(自分にとって善でないものへ連れさられることが強制であろう)。また奴隷的とは堂々と善を目ざして進みえないで、優勢な他者が上にいてゆるがないために、その奴隷となって自分にとっての善から連れさられるものの姿をいうのであろう。そういうわけで、奴隷の状態が非難されるのも、実は悪にいたる権能をひとがもたぬ故ではなく、他者の善に向って導かれつつ自分の善にいたる権能をもたぬからなのである。

なお、自分の本性に従うことも奴隷になることだということは、従うものと従う相手を二つに分けているのである。しかし、その本性が単純なら活動も単一で、可能態と現実態が別々でないようなものは自立してはいないはずがない。けだしそのような所では存在と活動が同一である以上、本性のままに活動するといいながら本質と活動を分離することはできないであろう。してみると、そのような本性は他者のためのものでも、「他者の自由」になるものでもなく、自立しているわけであろう。

もっとも「そこ」(entautia)では「自分の自由になる」ということすらふさわしくないかもしれない。しかしそれは、「自分の自由になる」こと以上のもの (meizon tu epautoi) がそこにはあるということであって、「他者の自由」にもならなければ他のものに活動を支配されることもないという意味ではやはり自由であるといえよう。ヌース

は正に原理として、「活動ばかりでなく」その本質・存在においても他のものに支配されない。なるほど自分ならぬ原理をもつとしても、それはヌースの外にはなく、善の内にある。それが「ある意味で外なる」かの善 (ekteno to agathon) であるとしても、それに従うヌースの自由と自立性はいよいよ増大するであらう。けだしひとは善のために自立や自由を求めている。つまり善にしたがって活動するところにはかえって自由があることになる。事実、そのような活動者は善なる原理から善なる目的へと自ら駆りたてられつつ駆りたてる力 (to hormomenon) をすでにもっており、しかも、自分にとり最善であるはずのものへ向うかぎり、その力を自分の内にもっているのである。

五

では自主や自由はもっぱら思惟するヌースに、つまり純粋なヌースにのみ存するのであらうか。それともヌースに従って活動しアレテー (徳・特技 arete) に従って実践する魂にも存するのか。

そこで、「アレテーに従って」実践する魂にもそれらを認めるとして、まず、ことの達成という点では——私共はことの達成する〔しない〕までを自由にできる主人ではない——認めるべきではあるまい。しかしつぎに、やり方が立派でそして自分の持てるすべてを出しきるといふ点で認めるといふのなら、たぶん正しい言い分であらう。もっとも次のようなこと、——例えば「戦争があるから勇気を振う」といふばあい、「勇気を振ふ」ことははたして「私共の自由」になるものであらうか。つまり、戦争が起らないかぎり勇ましい活動はできないのに、戦時の活動がはたして「私共の自由」になるものであらうか。その他、アレテーにかなうあらゆる実践のばあいも同様で、アレテーはいつも偶発事に対処するために強いられてあれこれの仕事をはたすのではないか。その証拠には、アレテーそのもの

に選択権を与えて活動の折をえるためにどちらか欲するものを、——勇氣を振うために戦争が起こり、正義を定義して秩序をもたらすために不正がはびこり、氣前のよいところを見せるために貧困があると、天下泰平で無為でいるのと、いずれかを選択させたら、活動するよりは無為でいられて、かれの手で世話してもらいたい人のいない方を選ぶことであろう。それはヒッポクラテスか誰か医者が、かれの脚にすがる者のひとりもいない方を選ぶようなものであろう。してみればアレテーは「今のばあい」実践においてその実をあらわすもので、もともと助ける役を押しつけられているとすると、自由は純粹な形では決してアレテーにないことにならう。

では、実践は強いられたものだとしても、実践にさき立つ意志決定 (propositio) とその理由づけは強いられていなかった、とはいえないであろうか。なるほど、——しかしそうだとすると、自主性とアレテーそのものの自由とは実践以前のは、だか (positio) の領域に置かれて、実践から締めだされることにならう。

それでは性格 (hexis) や性向 (diathesis) にかかわるアレテーの場合ならどうか。私共は魂が乱れた状態にあるときアレテーが秩序をととのえに来てパトスや欲求を調整してくれる、といわないであろうか。すると私共はどんな意味で、「善である」ことは「私共の自由」になるとか、「徳は主に仕えず」とかいうのであるか。(恐らくそうはいえないのではないか。) それとも、——いや確かに、私共がアレテーを意志し選択したまさにその時アレテーは「私共の自由」になったといふべきか、あるいはアレテーは私共の身についたとき自立や自由を作り出し、それまで私共のいた奴隷状態に以後甘んずることを許さなくなるのだといふべきであろう。

そのようなわけで、アレテーはヌースの一変種 (hoion aus tis allos) であり、魂をいわはヌース化させる (noethenai) 性格形成力 (hexis) であるとすると、今度もやはり自由は実践のうちにはなく、実践にわずらわされぬ無為

なるヌースにおいて現われることになる⁽³⁾。

六

そこで、私共はさきに自由を意志に帰着させて、「意志次第でそうなるもの」——あるいは、あそこでは「そうなるもの」に付加して「またはならぬもの」といったのだが——は私共の「自由になる」ものだと述べたが、どうしてそういえたのであろうか。すなわち、いま述べたことも正しいとすると、それとこれとは符合するはずだから、私共は次のようにいわなければならなくなろう。——アレテーとヌースが主人なのであって、自由や自立はそれに帰着させられなければならない。「主人である以上」両者は「主人に仕えない」のであるから、ヌースは自存 (epi' hantū) しているし、アレテーも魂を支配し善くしようとしたかぎり自存を欲しており、事実「そこまで」(mēch' tū) は自分も自立しているし魂も自立したものに仕上げてゆく。しかし「そのさきで」偶発する不可避な身体状態や実践上の必要についていえば、アレテーはそれらの支配者として、決してそれらが起こるようにはからった (debulēstai) わけではないし「だからその自由は害されない」、とにかくそれらの渦中であってなおかつ自由を自分自身の方へ引きもどしつつそれを賢く⁽⁴⁾としている。けだし、アレテーは雑事を追いまわさない。例えばアレテーは「常なら」危地にある人を救うけれども、自分にこうと思われるばあいは、その人を見捨てたり、生命を捨てるように命じさせたりする。アレテーは自分の目的を「善美なるもの」(to kalon) に置き、自分以下のものの存立には目を向けないから、財や子供や、祖国までも捨てることを命じるであろう。その結果は実践の只中における自主や自由も実践そのものには帰着させられず、アレテーの外的な活動よりはその内的活動に、その思惟に、アレテーそのものの直観・観

照 (theoria) に帰着させられることにならう。

そのようなアレテーは「一種のヌース」(nous)だといわれるほかあるまい。それは理性に手なづけられ、もしくはその奴隷となったパトス「の徳」なみに扱われてはならないであらう。古人もいうごとく、パトスは身体すれすれの所まで届いており、習慣と訓練によって匡正されるものなのである。

そこで次のようにいえば一層はつきりするであらう。——自立とは非質料的 (anition) なものであり、自由の帰するところもそこにある。この「非質料的な」意志こそまことの主人であって、強いられて外部に何かするように「身体に」命じるばあいにもそれは自存 (self-heating) している。そのようなわけで、およそこの意志から発すること、それによってなされることは、意志そのものの内であれ外であれ、すべて「私共の自由」になるものである。なかなか、意志が決意して何の妨げもつけずに現成しているものはまず第一に「私共の自由」に属している。

なお観照的な最高のヌースも自由をもつ。かれのする仕事が決して他に依存せず、かれの全体がかれ自身に向ったままであり、かれの仕事がかれ自身であり、善のなかに身を置いて何の不足もなく満ちたりて現存しているところ、要するにいわば「意志のままに生きている」(kata bulesin zōn) ところにかれの自由はある。もともと意志は思惟 (noesis) である。それが意志と呼ばれたのはヌースにそって働くからにほかならぬ。現に、私共の「ところの」いわゆる意志もヌースの思惟したことの模倣なのである。けだし意志は善を欲し、思惟も善において真の働らき場をもつ。すなわちヌースは意志のままに欲するものを所有しているわけで、意志はうまくそこに到達したときそのまま思惟に化することであらう。

さて、かくして私共は自由を善への意志に置くことになったが、すると意志が落ちつきたく願っている当の目的

にすでに根を下ろしているもの「すなわちヌース」は、まして自由をもたないはずがあるうか。それとも、——いや「自分の自由になる」ことをそこまでさかのぼらせたくないなら「選択の」「自由」以上のものをそこに立てるべきであろう。⁽⁵⁾

要 旨

本篇は二十一章からなり、二つないし三つの部分からなる。いずれにせよ第一章から第六章までが第一部をなすことは確かなので、さしあたりこの部分のみを訳出した。表題は訳者の考えによるもの、ポルフェリオスの冠したと思われる原題は「一者の本意と意思とについて」である。

一章は問題提起であり、一者の自由（七章—二十一章）と私共人間の自由（一章—六節）についてがそれである。そこでまず私共の方からみていくわけだが、私共の意欲にもとづいてなされたものが私共にとって自主的なものでないかという予想をたてる。

二章は、又その意欲の因を尋ねていって、それが欲求（身体的なもの）か思量（魂的なもの）かということになる。欲求の場合は文句なしに駄目で、次に思量の場合も、欲求と結びついている場合はやはり自主的なものの因とはなり得ない。それが可能なのは、思量的なもの（この場合にはロゴスという言葉を使っているが）が欲求の上に立つ時である。そこで、自主的なものはヌースの内にあるということになる。つまりヌースから発した意欲にもとづいてなされたものがそれである。

三章では、ロゴスと二章の最後で出てきたヌースとを関係づけ、二章で得た結論を確かにする。二章で欲求が自主

的なものの因とされなかつたのは、欲求は欠如から生じ、いわば必然的なものだからである。また欲求と結びついた思量が否定されたのは、結局は欲求の支配下に置かれ、全く蹂躪されるか、せいぜい利用されるかだからである。

しかしこの章で問題になるのは、ロゴスがたとえ欲求の上にある場合でも、正しさ(知識)を得なければ駄目だということである。つまり、その場合、現象から生れる瞻見(*epistēmē*)という言葉はないが)に成り下がってしまうからである。ということは、身体のパテーマから生じたファンタシアの下に、ロゴスが従属することになり、欲求の上であつたつもりが、またもファンタシアという身体的なものの下へと転落してしまふわけである。従つてロゴスはどうしてもヌースの活動の産物である必要がある。又これを裏返せば、ロゴスは更にヌースに還元される。そこで自主的なものの因が、意欲、ロゴス、ヌースに至つて遂に極められたわけである。それと同時に、ヌーヌに従う欲求が復活している。一寸解せないところであるが、前章のロゴスが新たに「他の欲求をつくる」といったところが、それに相応するのであらう。

四章では、三章の結論、つまり自主的なものの因としての、ヌースとヌースに従う欲求とを疑問に付す。しかしこの章では、先ず問題にされるのはヌースの方である。要は、ヌースは本性を持つており、「本性に従つて」活動するのではないかというのである。これに対して、ヌースは自分を産んだものに従うわけだが、それが善であるのだから、善に従うのは、従うのがとにかく悪いというなら別として、別に異存はない。しかし、善に従うのであれ、強いられるのは、これはいけないが、ヌースは、強いられたわけではなく、自分の意志によつて従うことに踏切つたのである。それ故にこの場合も、ヌースが非を鳴らされる筋合はないわけである。又、「本性に従つて」活動する、つまり自分のピュシスに隸属するという非難も、ヌースにはピュシスと活動とが同一であるということによつて一蹴され

る。このようにして、ヌースに向けられていた批判をかわすわけだが、それどころかヌースが善に従えば、より一層自主的なものを得るといふのである。

五章では、四章で提起されたもう一つの批判、ヌースに従う欲求に対して答える。先ずこれがヌースに従って活動する魂、更にアレテーに従って行為する魂と言ひ換えられている点を指摘しておく。

そこで先ず、徳による行為は自主的なものであるか否かが吟味される。そしてこれは否定される。というのは、徳行は救済行為であり、救済を必要とする事態がなければ必要のないものだし、又そのような事態が生ずれば救済行為を強いられるわけである。つまり徳行は一種の必然的行為であつて、自分の意志によるものではない。

次に、徳の外の行為ではなく、魂内部での活動の場合を考えてみる。これは徳の魂が悪の状態にある時にそれを善へ向ける働きである。つまり欲求やパトスを正すわけである。あるいは又、魂の身体化をヌース化せしめるとも云えよう。この場合、その徳の活動は善とされ、自主的なものに入れられる。そしてヌースとは異なるが一種のヌースのようなものという名譽を得る。この点でも結局、自主的なものは、行為の内にあるのではなく、その意味では無為の内に、別の言い方をすれば、魂の善化あるいはヌース化、欲求の正常化ということになる。

六章は、これまでのマトメをする。まず一章で、自主的なものとして意欲にもとづくものが予想され、二章では更に、その意欲の源が云われ、三章でヌースとヌースに従う欲求が突き止められ、それが四章・五章で確かめられて来た。とりわけ五章で、今まで定まらなかったヌースの道連れがアレテーという所で定着する。そしてこの章で、はっきりと自主的なもの因としての意欲、又その因としてのヌースとアレテーが確立される。

しかし問題はもう一つ残っている。それは両者の関係である。勿論アレテーはヌースより一段低い。それはアレテ

「が魂の支配者であり、又それは欲求、表象の支配者であり、又それは身体の支配者であるからである。つまり、アレテーは最終的にはそれらのものと連繫しているからである。

だがこの章では、アレテーは今一歩高い所に引き上げられる。というのは、アレテーは下への働きかけが彼の唯一の仕事なのではなく、彼自身の「よきもの」(kalon)を自分の内に持っており、それに従事すること、つまりアレテー自身の観照がいわば彼本来の活動だからである。この時のアレテーは五章のアレテーではない。彼はヌースとは異なる一種のヌースのようなもの (hoion nis tis allos) という面倒な条件付きのヌースではなく、一種のヌース (nis) というさっぱりとした姿で登場する。なぜなら、彼の「よきもの」はもはや身体的なものではなく、非質量的なもの (to ayton) だからである。かくしてこれこそが最高位のアレテーであり、そしてそのアレテー自身の「よきもの」即ち非質量的なものへの意欲と活動こそが、我々にとって自主的なものうちの最高のものなのである。

さて、このアレテーはもはやヌースより一段低いというのではなく、ほとんど肩を並べていると云ってよかろう。しかし、やはり「高」の分だけ低いのである。それに、アレテーの意欲や活動は妨害を受けることから最終的に解放されてはいないからである。

ヌースについては、もはや多くの言葉を必要としない。彼は善の内に身を横たえ、観照のみをこととしていうだけで十分であることは云うまでもあるまい。いなそれ以上のものである。

注

(一) 「何かかれらの自由になること」は原文では「かれらに依存する何か」と記されている。キタロのいわゆる *esset in nostra potestate (De fato, V)* と同じの *esse* 自由、とくに選択の自由を意味する。ラテン語訳などは *quelque chose qui dépend*

deux といひづるが、liberty, freedom 系の語のことは知らず、邦語では自由は幸ひに自由な支配、処理の意でも用いられるので上の如くに訳してみた。選択の自由も後世になると liberty of contradiction (= exercise), 1. of contrariety, 1. of specification などに区別されるが、(ドゥンヌ・スコトウス)、プロティノスにおいても未分ながらそれらの諸側面が現れてゐることは興味をかゝい。なおプロティノスは自由を自由選択の可能な対象の側からみていることも注意されてゐるのである。降してアウグスティヌスあたりになると意志に自由処理可能なのは意志そのものだ。quid enim tam in voluntate quam ipsa voluntas sua est? (Retractions, I, 9) と云はれるところだが、プロティノスはそのような場合を自由 eph' hautai と云ふに自由 eph' hautai といふ。

(2) eleutheros は「自由」と訳すのが普通であるが、ここでは「から」の自由の意味が強いので、独立・自立としておつた。ついでに類義語を列挙しておく。autexision (autoi exesin の意たうう——ヘルダー) は自主性、eph' hautai は自存、hekusion は本意・責任 (akusion は不本意)。eph' hautai を自由と訳したことは既述の通りである。

(3) ヘルグンに従ひ、プロティノスは性格もまた変改可能と考へていたとみて、hexis を性格 (形成力) と訳した。

(4) 「はからいた」(bebulesthai) をヘルダーはフイキヌスに従ひ bebulesthai (意志した) とする。プロティノスは欲求 (orexis) の一種たる bule (sis) を logos に昇華するために、bulomai → bulano → logismos → logos → (mus) と進んでゐるから、此処では bebulesthai を出してあげざるを得ないものではなからぬ。

(5) to eph' hautoi 以上のものは選択の自由を超えた、しかし自由とでもういへないあるものごとくであらうか。Sache としては後にオッカム達が potentia ordinata との關係の中で唱へた potentia absoluta がそれに近いかもしれない。それにしては何故プロティノスは知性者ならし一者について自由を問題にしなければならなかつたのであるうか。ポルフェリオスによる著作順序からいって第三十八番目の講義で一者の「存在」を確立したあと、この第三十九篇で一者の性格の一つを論じたのだとすると、特に自由の問題を取りあげた理由が不明になる。当時ことにストア派などの唱へていた自由論に嫌ひないで一家の言をなそうとしたのだとしても、一者の自由までさかのぼる必要があつたかどうか。自由とはもとと「己れの欲するところを行いて矩を餘さぬ」ことであり、「万物の主人にして万物の奴隸であることである」はずで、プロティノスも似たような考へを懐いていたとすると、人間的自由の理想あるいは根源を知性者の自由に永めるにいたる経緯も跡づけられそうにも思われる。しかし意志のままに生きる (kata bulesin zain) というような表現は多分に「善悪の彼岸」めいたもの

を感じさせ、善美にして一なるもの（それがたとえ超善であるにしても）を絶対の始終と立てるプロティノスにそれがどこまで内発的なものであったか、疑えないこともない。プロティノスの一大敵国であったグノスティシズムの善悪二元観を論駁するために、善きあるいは悪しき *dyssis, essentia* に対して *bona vel mala voluntas* を優先せしめるにいたり、そこから自由なる意志と善ないし悪の存在との関係が避けられない問題として追ってきたのではないか、とみることはアウグスティヌスまで先走りしすぎた解釈であろうか。ブレイエが本篇を反グノーシス論の一環と解したことは、その根拠は別として、卓見であるうと思われる。

（のむら ひでよ・東北福祉大学講師）
（まがた のりみち・東北大学文学部教授）